

○桜井市重度心身障害老人等医療費助成条例

平成27年12月28日

条例第28号

改正 平成30年6月28日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、老人のうち重度心身障害者及びひとり親家庭等の養育者（以下「重度心身障害老人等」という。）に対し、健康の保持及び福祉の増進を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）により負担した医療費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成要件)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、桜井市内に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、高齢者医療確保法の規定による被保険者である者とする。

- (1) 桜井市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年3月桜井市条例第1号）第3条第1項第2号及び第4号に規定する助成要件に該当する者
- (2) 桜井市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年10月桜井市条例第25号）第2条第1号に規定する助成要件に該当する者

(住所地特例)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、県内の他の市町村の区域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）（以下この条において「障害者支援施設等」という。）に入所をしたことにより、桜井市から当該他の市町村の区域内に住所を

変更した者で、その者の当該住所に変更がなかった場合は、前条の要件（同条第2号を除く。）に該当し、同条の規定による医療費の助成を受けることができるものは、同条に規定する桜井市内に住所を有する者とみなすことができる。この場合において、継続して2以上の障害者支援施設等に入所をしている者の最初に入所をした障害者支援施設等への入所前の住所が桜井市の区域内であった場合についても、同様とする。

（助成の範囲）

第3条 医療費の助成は、第2条の要件に該当する者（以下「対象者」という。）の疾病又は負傷について高齢者医療確保法その他の法令等の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令等の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額（以下「助成金」という。）を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額
- (3) 法令等の規定による払戻額その他これに相当するものが支給される場合は、その額に相当する額
- (4) 市長が別に規則で定める額

2 医療費の助成金は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が認めた場合は、対象者の後見人その他の者で現に対象者を保護する者の申請に基づいて支給することができる。

（助成の支給の制限）

第4条 助成金の支給原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合においては、対象者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（次項において同じ。）が当該第三者からその損

害賠償を受けたときは、当該額の限度において、この条例による助成金の支給を行わない。

- 2 前項の場合において、助成金の支給を受けた後対象者又はその扶養義務者が第三者から損害賠償を受けたときは、対象者又は扶養義務者は、速やかに支給を受けた医療費の範囲内において市長が定める額を返還しなければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第5条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第6条 偽りその他不正の手段によってこの条例による助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に受けた医療に係る医療費について適用する。

附 則 (平成30年6月28日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の桜井市重度心身障害老人等医療費助成条例第2条、第2条の2及び第3条の規定は、この条例の施行日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。